注　記　（一般会計等）

重要な会計方針等

①　有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き〔平成 27 年 1 月総務省〕に定める評価基準及び評価方法による。ただし、地方公営企業会計法が適用される会計については、地方公営企業会計基準による。

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得価額とし、取得価額が不明なものは原則として再調達価額としております。

また開始後については、原則として取得価額とし再評価は行わないこととしております。

②　有価証券等の評価基準及び評価方法

【市場価格があるもの】

会計年度末における市場価値をもって貸借対照表価格としております。

【市場価格がないもの】

出資金額をもって貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

③　有形固定資産等の減価償却の方法

【有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品）】

定額法を採用しております。

【無形固定資産】

定額法を採用しております。

④　引当金の計上基準及び算定方法

【徴収不能引当金】

過去 5 年間の平均不納欠損率により計上しております。

【賞与等引当金】

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当及び法定福利費のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

【退職手当引当金】
地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

【損失補償等引当金】
地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。

⑤ リース取引の処理方法

【ファイナンスリース取引】
通常の売買取引に係る方法により計上しています。但し、所有権移転外ファイナンスリース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法により計上しています。

【オペレーティングリース取引】
賃貸借取引に係る方法により計上しています。

⑥ 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

⑦ その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理については、税込方式によっております。

重要な会計方針の変更

① 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容

変更はありません。

② 表示方法を変更した場合には、その旨

変更はありません。

重要な後発事象

① 重要な業務の改廃

該当ありません。

② 組織・機構の大幅な変更

該当ありません。

③ 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません。

④ 重要な災害等の発生

該当ありません。

⑤ その他重要な後発事象

該当ありません。

偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものは、次のとおりです。

① 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当ありません。

② 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当ありません。

③ その他主要な偶発債務

該当ありません。

追加情報

① 対象範囲(対象とする会計)

【一般会計等の対象範囲】
一般会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異ありません。

③ 出納整理期間について

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3 月 31 日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。
（根拠条文　地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」）

④ 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

財政指標	太地町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	ー　%	15.00　%	20.00　%
連結実質赤字比率	ー　%	20.00　%	30.00　%
実質公債比率	9.4　%	25.0　%	35.0　%
将来負担比率	27.6　%	350.0　%	ー　%

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当ありません。

⑦ その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

該当ありません。

⑧ 基準変更による影響額等

影響額等ありません。

⑨ 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

イ．来年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
※把握できていないため該当無
ロ．公共資産活用検討委員会といった庁内組織において売却予定の公共資産
※把握できていないため該当無
ハ．普通財産のうち活用が図られていない公共資産
※把握できていないため該当無

⑩ 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

標準財政規模	1,728,425 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	0 千円
将来負担額	6,453,897 千円
充当可能基金額	1,756,342 千円
特定財源見込額	37 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	4,309,986 千円

⑪ 純資産における固定資産等形成分及び剰余金（不足分）の内容

純資産の部	内容
固定資産等形成分	過去に投資を行った資産の現在価格を表します。 貸借対照表の固定資産と流動資産の短期貸付金と基金の簿価になります。
剰余分（不足分）	費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいいます。 流動資産（短期貸付金及び基金等を除く）から将来現金等支出が見込まれる負債を控除した額になります。

⑫ 自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当ありません。

⑬ 基礎的財政支出

① △584,403 千円

【　（業務活動収支＋支払利息支出）＋（投資活動収支＋基金積立金支出－基金取崩収入）　】

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	4,190,257　千円	4,058,407　千円
繰越金に伴う差額	△ 147,885　千円	0　千円
基金繰入に伴う差額	0　千円	0　千円
資金収支計算書	4,042,373　千円	4,058,407　千円

⑭ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差異

項　　目	金　　額
減価償却費	372,584　千円
国県等補助金（投資活動収入）他	△ 328,897　千円
引当金の繰入と戻入	△ 94,341　千円
未収金の期首・期末残高の差異	47,405　千円
資産売却益	0　千円
資産除却損	504　千円
その他	0　千円
合計	△ 2,745　千円